

コミュニティ・スクールの今後の展開について（案）

これまで進めてきた地域学校運営協議会において見えてきた効果等を踏まえ、より地域と学校の協働・連携を進めていくため、コミュニティ・スクールの進め方について以下のとおり転換する。

1 これまで進めてきた地域学校運営協議会の主な効果等について

- ・小学校と中学校が情報や課題を共有するため、より小学校から中学校への進学を踏まえた学校経営を行うことができる。
- ・他校の地域連携事例を学ぶ機会となるなど、互いが持っている強みを共有し、自校の運営に活かすことができる。
- ・中学校区としてのテーマが中心となるため、学校個別の課題に対する取組など具体性のある協議を行う機会が少ない。
- ・学校に関わる課題は学校固有のものが多いため、学校単位の方が協議しやすい。
- ・複数校による会議体であるため、開催までの日程調整が難しい。

2 今後の展開について

地域と学校がともに子どもたち成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進し、地域と学校が協働した取組を実施していくためには、両者が学校固有の課題や運営方針等について協議を重ねるなかで議論を深めていく必要があることから、令和7年度より、これまでの中学校区単位ではなく学校ごとに学校運営協議会（国型）を設置する。

また、これまで中学校区単位で設置してきた地域学校運営協議会は、小中間及び地域との連携を効果的に進めるため、地域の教育課題や認識等を共有する場として「（仮称）学校運営連絡会」として転換する。

3 従前（地域学校運営協議会）と今後（学校運営協議会）の仕組みの違い（別紙1参照）

（1）協議会と地域学校協働活動（地域）との関係性

従来と変わらず。

（2）協議会の位置づけ

設置単位を中学校区から学校単位（国型）に変更する。

(3) 従来の協議会（地域学校運営協議会）の転換について

中学校区単位で設置していた地域学校運営協議会は、地域の教育課題や各学校の連携事例などを共有する場である「(仮称) 学校運営連絡会」として位置づけを転換する。

※各会議体の違いの詳細は、別紙2参照

(4) 協議会の数と委員数

(従前)

- ・協議会数： 9 (中学校区単位)
- ・最大委員数： 180人 (20人×9協議会)

(今後)

- ・協議会数： 31 (学校単位 (幼稚園含む))
- ・最大委員数： 310人 (10人×31協議会)

4 設置、転換までのスケジュール

(1) 学校運営協議会

- ① 令和6年度中に地域学校運営協議会を設置している中学校区の学校 (19校)
令和7年6月を目標として設置
- ② ①以外の学校 (12校)
令和7年8月を目標として設置

(2) (仮称) 学校運営連絡会

10月以降を目標に設置 (9中学校区)

5 他会議体の整理について

学校運営協議会において学校運営の基本方針の評価、承認を行うため、学校評議員会は、当該協議会の設置に伴い廃止とする。

6 今後の予定

- | | | |
|------|-------|--|
| 令和7年 | 1月以降 | 町会など関係団体に周知 |
| | 4月 | (仮) 中野区学校運営協議会規則施行
(仮) 中野区学校運営連絡会要綱施行 |
| | 6月以降 | 各学校で学校運営協議会設置、開催 |
| | 10月以降 | 各中学校区で(仮称) 学校運営連絡会の設置、開催 |

従前と今後の仕組みの違い

1 地域との関係性

【従来】

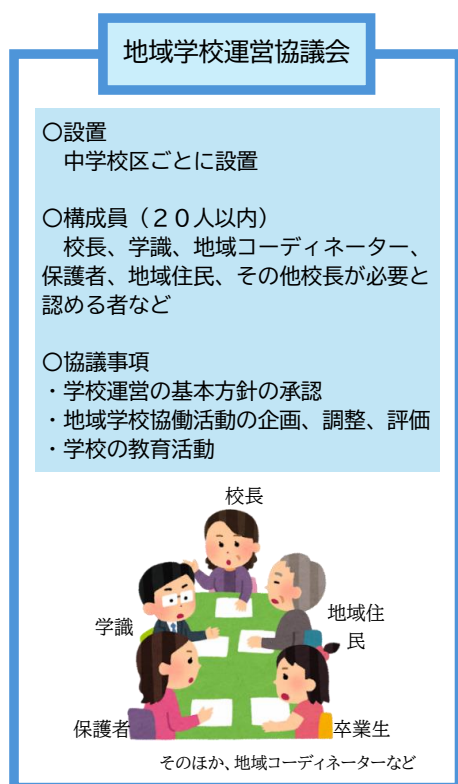


【今後】

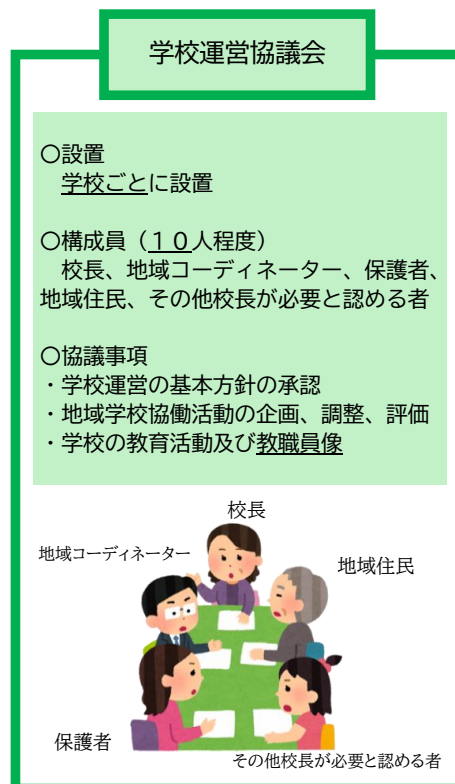


2 協議会の位置づけ

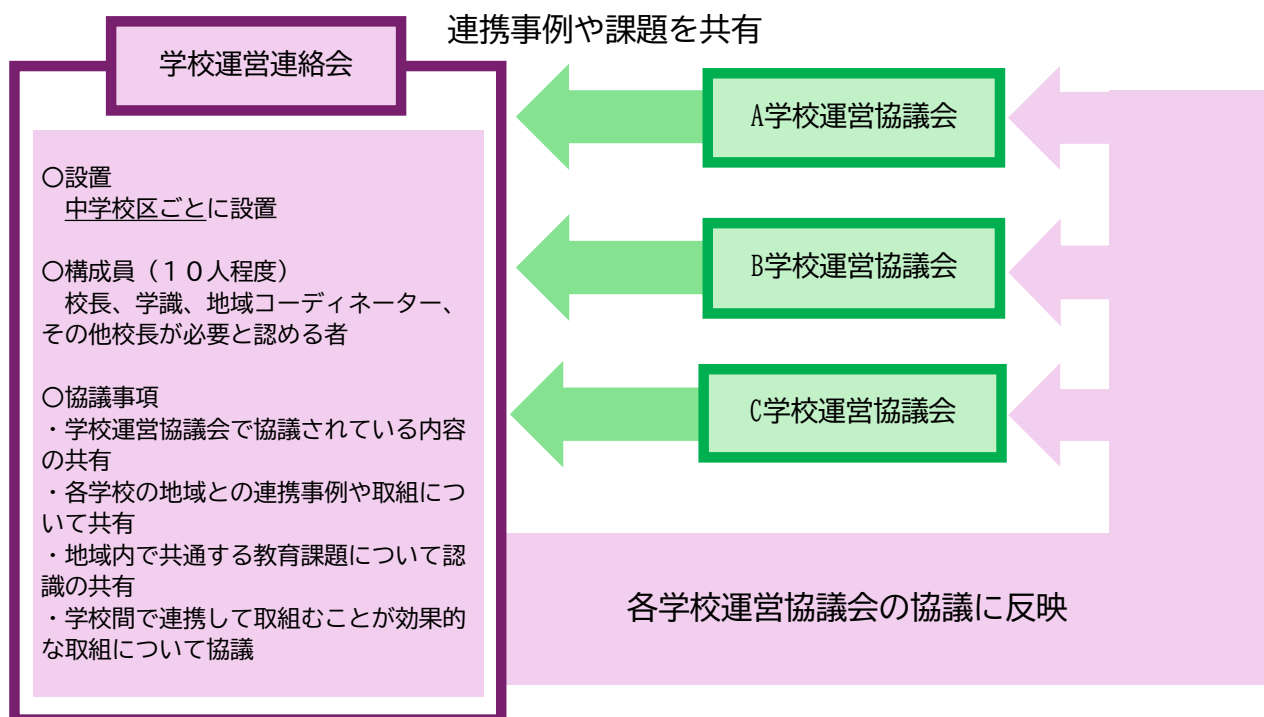
【従来】



【今後】



3 従来の協議会（地域学校運営協議会）の転換について



各会議体の違いの詳細

旧／新	旧	新	
名称	地域学校運営協議会	学校運営協議会	(仮称) 学校運営連絡会
目的・趣旨	保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む。	中学校区内で共通の課題や地域との連携に関する認識を共有し、小中間及び地域との連携を効果的に進める。	
設置	中学校区	学校	中学校区
人数	20人以内	10人程度	10人程度
構成員	(1)中学校区にある学校の校長 (2)保護者 (3)地域住民 (4)地域コーディネーター (5)学識経験者 (6)関係行政機関の職員 (7)対象学校の卒業生 (8)教育委員会が特に必要と認める者	①学校の校長 ②対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者 ③対象学校の所在する地域の住民 ④社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者(=地域コーディネーター) ⑤教育委員会が特に必要と認める者 ※①～④は必須	各学校運営協議会委員のうち、①、④及び学識経験者。ただし、連絡会の判断により、②、③、⑤が参加しても構わない。
協議事項	・学校運営の基本方針の承認 ・地域学校協働活動の企画、調整、評価 ・学校の教育活動	・学校運営の基本方針の評価、承認 ・地域学校協働活動の企画、調整、評価 ・学校の教育活動及び教職員像について協議	・地域内で共通する教育課題について認識の共有 ・各学校運営協議会で協議されている内容や各学校における連携事例や取組の共有 ・学校間で連携して取組むことが効果的な取組について協議
想定実施回数	年5～6回程度	年5～6回程度	年2回程度
委員の身分	規定なし	特別職の地方公務員 (根拠：地方公務員法第3条第3項2号)	学校運営協議会規則に準じる
委嘱	あり	あり ※地域学校運営協議会の委員は、学校運営協議会の委員として継続する。	なし
委員報酬 ※行政関係者含まず	1回3,000円	1回3,000円	1回3,000円
設置根拠	中野区地域学校運営協議会設置要綱	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 ・(仮)中野区学校運営協議会規則	(仮)中野区学校運営連絡会設置要綱